

## ◎予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）～抜粋～

(定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

第1条の2 法第3条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

表（麻しん、風しんのみ抜粋）

疾 病	麻 し ん	風 し ん
定期の予防接種の対象者	一　二 至　小前日 生る五学のま 後ま歳校日で 十で以就かの 二の上学ら間 月間七の當に かに歳始該あ らあ未期始る 生る満に期も 後者の達にの 二　者す達 十　　でるす 四　あ日る 月　つの日 に　て一の 、年前	一　二 至　小前日 生る五学のま 後ま歳校日で 十で以就かの 二の上学ら間 月間七の當に かに歳始該あ らあ未期始る 生る満に期も 後者の達にの 二　者す達 十　　でるす 四　あ日る 月　つの日 に　て一の 、年前

予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

（定期予防接種の実施）

第3条 市町村は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

◎予防接種実施規則（昭和33年9月17日厚生省令第27号）～抜粋～

#### 第4章 麻しん及び風しんの予防接種

（第1期予防接種）

第13条 麻しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

2 風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

3 麻しん及び風しんについて同時に行う第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

（第2期予防接種）

第14条 麻しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

2 風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

3 麻しん及び風しんについて同時に行う第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。